

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	詩と発話行為論：『吠える』裁判（1957）におけることばの猥褻性
Author(s)	谷岡，知美；本多，康作
Citation	英語英文學研究，67：99 - 111
Issue Date	2023-03-30
DOI	
Self DOI	10.15027/54583
URL	https://doi.org/10.15027/54583
Right	著作権は，執筆者本人と広島大学英文学会に帰属するものとします。
Relation	



詩と発話行為論

——『吠える』裁判(1957)におけることばの猥褻性——

谷岡 知美・本多 康作

序

詩とは何か、という問いは、詩が誕生して以来繰り返し問われ続けている。しかしいまだ明白な答えはない。本稿の目的は、アレン・ギンズバーグ (Allen Ginsberg, 1926-97) の詩集『吠える その他の詩』(*Howl and Other Poems*, 1956) そのものを論じる、というよりはむしろ、1957年に行われたその猥褻裁判の記録を素材に、J. L. オースティン (J. L. Austin, 1911-60) の「発話行為論」(Speech-Act Theory) の観点から、詩におけることばの猥褻性と文学性の境界を明らかにすることにある。その過程で発話行為論と文学を論じた、リチャード・オーマン (Richard Ohmann), チャールズ・アルティエーレ (Charles Altieri) らの流れを踏襲するテリー・イーグルトン (Terry Eagleton) の詩の批評を中心に再考したうえで、発話行為論の観点から詩のことばを分析し新たな解釈を加える。猥褻文書と猥褻語を含む詩は何が違うのか。詩におけることばの特徴とは何か。

1. ギンズバーグの『吠える その他の詩』と裁判

ビート詩人ギンズバーグが1956年に発表した詩集、『吠える その他の詩』には、長編詩「吠える」の他9編の詩が含まれ、当時はあまり詩に使用されなかった日常語や、野蛮で卑猥なことば、また性的描写や、四文字語が用いられている。¹ 内容は、3つの部分と「吠える 脚注」(Footnote to Howl) から構成され、第一部の第一行目において、一人称の語り手“I”は、「ぼくの世代の最良の精神たち (the best minds of my generation)」が「破壊されて (destroyed)」いるのを目にしている (Ginsberg 4)。しかしその続きには、なぜ破壊されたのかという原因の説明は全くなく、それを嘆き吠え叫ぶ、「ヒップスター (hipster)」² と

¹ 本稿では、『吠える その他の詩』の引用は、Allen Ginsberg, *Howl and Other Poems* (City Lights Books, 2000) を使用した。詳しい解説は、谷岡 pp. 74-76. を参照されたい。

² ギンズバーグが詩の中で用いた、本稿の分析対象である「ヒップスター」ということばは、ノーマン・メイラー (Norman Mailer, 1923-2007) により広められた。特徴は、「生活が犯罪的であろうがなかろうが、自己のうちの精神病を鼓舞し、安全は倦怠であり、したがって病的である、あの経験の領域を探求しようというのである。人間はただ現在のうちに、過去もなければ、未来もなく、記憶もなければ、計画された意図もない、あの巨大な現在のうちに生きていく。それは自分が打ちのめされるまで活動しなければならず、毎日襲いくる大小の勇氣と危機と、予測されな

呼ばれるアウトサイダーたちの様子が、関係代名詞 (who) から始まる二〇〇以上の長い繰り返しの詩行によって描かれている。「ヒップスター」の代表的な人物としては、ニール・キャサディー (Neal Cassady) を挙げることができる。彼の行動は常軌を逸しており、そこにはいっさい規制がなく、本能の赴くままに振る舞っているような印象を受ける。そのような性格をもつ“N. C”を、「吠える」の語り手は、「これらの詩の秘密のヒーロー (secret hero of these poems)」と定義している (Ginsberg 14)。

次に、第二部では、第一部で「ぼくの世代の最良の精神たち」を破壊した原因を、「モレク (Moloch)」として告発する (Ginsberg 21)。第一次・第二次大戦で経済的に裕福になったアメリカは、トッド・ギトリン (Todd Gitlin) のいう「潤沢の社会 (affluent society)」の時代へ突入していく。しかし、一見そのような「潤沢の社会」にもかかわらず、語り手は「モレク」を、当時の、物質的には繁栄したが、その下に隠された、人間性は失われてしまったアメリカ社会と見なし、その喪失を訴えていく。

続く第三部では、ギンズバーグの友人であるカール・ソロモン (Carl Solomon) をうたったエレジーとなっている。いわゆる天才と言われたソロモンに、彼を通して正気と狂気の問題を問いただし、ソロモンをはじめとした「ヒップスター」たちを、詩の中心にすえることで、正気と狂気の不明確な境界線、さらに逆転の構造を作り上げた。そのために、語り手はあえて当時タブーとされていたことばを多く取り入れ、違和感、不調和を引き起こすフレーズを並べ、さらには文章のシンタクスを無視することで、当時の社会概念の破壊を試みている。そうすることで語り手は、語り手の見た、間違った方向に進んでいる当時のアメリカに警告を発しているのである。

こうした性格を持つ詩集を販売したシティライツ社のオーナーであるローレンス・ファーリンググッティ (Lawrence Ferlinghetti, 1919-) と、販売員のシゲヨシ・ムラオ (Shigeyoshi Murao, 1925-99) は、猥褻文書を出版・販売したという理由で、1957年にカリフォルニア州裁判所へ訴えられた。検察側が、詩集で用いられている、一般的に猥褻と見なされる語、特に四文字語を取り上げ、その違法性を主張するのに対し、弁護側はしきりに “It is the book as a whole, which is to be evaluated for either its literary or any other value, not each line or each word” と反論する (Ehrlich 32)。

い状況を、全精力を賭して切り抜けていかねばならぬ生活であり、“with it” しなければならない、でなかったら、“swing” することができない生活である」(Mailer 339)。日本語訳は、山西英一の翻訳を参照した。

同年に行われた『ロス対合衆国』(*Roth v. United States*)の判決³を踏襲するこの裁判で裁判所は、2つの争点、第一に、“[whether or not] the book is to be construed as a whole. . .”第二に、whether or not the use of certain words which may in their separate context be considered vulgar or coarse or filthy or disgusting. . . whether they, together with passages that may encompass them. . . are just put in there for no purpose at all except to excite erotic or lustful desires”を明示した(Ehrlich 37)。最後に裁判所はロス裁判の判決文を引用し、“. . . the use of coarse or vulgar words, in the absence of their arousing prurient interests, is not obscenity”と強調し(Ehrlich 100)、“. . . the book *Howl and Other Poems* does have some redeeming social importance and I find the book is not obscene. The defendant is found not guilty”と結ぶ(Ehrlich 127)。詩を作品全体として扱った時、その中に用いられた猥褻語はいかにしてその猥褻性を失うのか。

2. 先行研究：オーマン、アルティエーレ、イーグルトン⁴

オースティンの発話行為論と文学を関連付け論じた研究書としては、オーマンの「発話行為と文学の定義」(“Speech Acts and the Definition of Literature,” 1970)⁵が、初めて発話行為論の観点から小説を論じたものであり、アルティエーレの「行為としての詩」(“The Poem as Act,” 1975)は、初めて発話行為論の観点から詩を検討したものである。それらを踏まえ、イーグルトンは『文学とは何か』(*Literary Theory*, 1983)、続いて『詩をどう読むか』(*How to Read a Poem*, 2007)において、発話行為と文学の関係を論じつつ、詩におけることばのパフォーマティヴ(行為遂行的)機能を主張する。

まずは、イーグルトンは以下の引用が示すように、オーマンの「模倣説」を踏まえ、文学におけることばのパフォーマティヴを重要視し、それを「発話行為」

³ 題材が猥褻であるか、憲法上保護される「表現」かどうかを判断するための新しいテストの基礎をつくったと位置づけられる裁判である。<https://supreme.justia.com/cases/federal/us/354/476/>参照。

⁴ 代表的なものは、メアリー・ルイーズ・ブラットの *Toward a Speech Act Theory of Literary Discourse* (1977)、サンディ・ベトレイの *Speech Acts and Literary Theory* (1990)、ヒリス・ミラーの *Speech Acts in Literature* (2001) 等が挙げられる。

⁵ オーマンの文学作品の定義によれば、文学とは実際の発話行為を模倣する行為である(「模倣説(mimesis)」)。ただ、模倣の対象である実際の発話行為が何であるのか、必ずしもはっきりしない。オーマンの提出した模倣説に対しては様々な批判がある。こうした批判を調べて、文学と発話行為の「一般理論」との関係を論じる課題は、別の機会にゆずりたい。なおイーグルトンは一般理論と特殊理論の両面から文学を捉えているため、本稿ではイーグルトンの著書の中の、特殊理論に言及した箇所を中心に扱う。

と見なしている。

The relevance of all this to literature becomes clear when we realize that literary works themselves can be seen as speech acts, or as an imitation of them. Literature may appear to be describing the world, and sometimes actually does so, but its real function is performative: it uses language within certain conventions in order to bring about certain effects in a reader. It achieves something in the saying; it is a language as a kind of material practice in itself, discourse as social action. (Eagleton, *Literary Theory* 103)

このように、彼は文学における発話行為の機能を「行為遂行的」であると捉えている。

続いて彼は、『詩をどう読むか』において、行為遂行的に機能することばと文学の関係に加えて、特に詩のことばにおける「文学性」を論じる際、「言語の規範」に着目する。

'Literariness' meant language which is peculiarly conscious of itself as such – or, to put it another way, language which has been 'made strange', so that it becomes newly perceptible to the reader or listener. . . . 'Making language strange' meant deviating from a linguistic norm, and in doing so 'defamiliarising' our shopsoiled, 'automated' everyday discourse. . . . It follows from this that literariness is a relative concept, since you can only spot a deviation if you can identify a norm. And linguistic norms shift around. (Eagleton, *How to Read* 48-49)

イーグルトンによれば、文学性は、言語の規範から逸脱することによって、ふだんは使い古され、「自動化」されてしまっている談話を「異化」することから生じるのである。上記イーグルトンの引用を参照すれば、そこには、「発話行為 (speech acts)」、「慣習 (conventions)」、「パフォーマンス (performative)」といったオースティン理論のキーワードが登場している。本稿は、オースティンのテキストに立ち戻り、彼が「詩」について言及している個所に注目し、オースティンの理論的な展開に則して、詩のことばの特徴を明らかにしたい。こうした作業は、本稿と先行研究との差異を明らかにし、結果的にイーグルトンの詩に対するイメージの内部に分け入り、それを明晰化することになるだろう。

3. オースティンの発話行為論とその追加

イギリスの哲学者であるオースティンは、「日常言語学派 (Ordinary Language School)」の代表的な人物であり、発話行為論を編み出した。彼の代表作である『言語と行為』(*How to Do Things with Words*, 1962)によれば、発話行為論は、「発言の理論」である特殊理論(第1講から第7講で展開される)と、「発話行為の構造の理論」である一般理論(第8講以降に展開される)に分かれる(Austin 148)。「特殊理論」は、あらゆる発言を、事実確認的発言(constative utterance)／行為遂行的発言(performative utterance)、すなわち、事実を記述する発言／ことばを使って何かを行なう発言の2種類に分類する理論である。しかしオースティンは、この区別を厳密には維持できないと考え、「一般理論」の確立へと向かっていった。特殊理論と一般理論の関係をいかに理解するかは、彼の早世と共に残された、今も未解決の問題であるが、⁶本稿はまず、「特殊理論」の観点から詩のことばを分析する試みである。

オースティンは『言語と行為』において、以下のように「詩」について言及している。

I mean, for example, the following: a performative utterance will, for example, be in a peculiar way hollow or void if said by an actor on the stage, or if introduced in a poem, or spoken in soliloquy. This applies in a similar manner to any and every utterance—a sea-change in special circumstances. Language in such circumstances is in special ways—intelligibly—used not seriously, but in ways *parasitic* upon its normal use—ways which fall under the doctrine of the *etiolations* of language. All this we exclude from consideration. Our performative utterances, felicitous or not, are to be understood as issued in ordinary circumstances. (Austin 22)

ここで注意されるべきは、彼が「通常の状況 (ordinary circumstances)」と「特別な状況 (special circumstances)」を区別していること、そして舞台上の俳優の台詞や「詩」、そしてひとりごとを後者に位置づけていることである。さらに、

⁶ オースティンは特殊理論を廃棄し、一般理論の確立へと向かったと一般に考えられているが、しかしオースティン自身、第12講でこれまでの講義を振り返り、「発言の理論」と「発話行為の構造の理論」の関係を、特殊理論と一般理論の関係であると述べていることから、オースティンが特殊理論を廃棄したと考えるのは早計であり、問題はそれら2つの理論の関係をいかに理解するかにある。

オースティンは「一般理論」を展開する中で、「詩」について次のように言及している。

For example, if I say 'Go and catch a falling star', it may be quite clear what both the meaning and the force of my utterance is, but still wholly unresolved which of these other kinds of things I may be doing. There are etiolations, parasitic uses, etc., various 'not serious' and 'not full normal' uses. The normal conditions of reference may be suspended, . . . as Walt Whitman does not seriously incite the eagle of liberty to soar. (Austin 104)

ここで注目すべきは、ジョン・ダン (John Donne, 1572-1631) の詩の一節「流れ星を拾いに行け」('Go and catch a falling star') を引用し、そこでは「指示に関する通常の状況が一時的に停止されている (The normal conditions of reference may be suspended)」と指摘していることである。

オースティンは「意味 (meaning)」の概念を、「いみ (sense) と指示対象 (reference) を合わせたもの」として理解しているのであるが (Austin 100), オースティンが言いたいことは、その一節が発言されても、話し手が「流れ星」(reference) を本気で拾いに行くと命じているわけではないだろうし、「どの流れ星」(reference) を拾いに行くべきかも、あるいはそこで指示されているのが実際に「流れ星」(reference) なのかも不明であるということだ。そしてこうした状況を念頭にオースティンは上記の指摘をしたのである。

4. 裁判記録の点検

本節では、ギンズバーグの裁判記録を素材に、「ことば (word)」, 「言語 (language)」といった語彙が登場する箇所を点検し、「猥褻」に対する、検察／被告人／裁判所のそれぞれの見解を明らかにする。そのうえで、それら3者の見解をオースティンの「特殊理論」の枠組みに位置づける。猥褻表現をめぐる、検察と被告人 (弁護側) はいったい何を争っていたのか。裁判所はそれら3者の見解に対し、いかなる理由から無罪判決を下したのか。オースティンの枠組みを用いることによって、3者の見解の構図が明確となるだろう。この際、議論の要点となるのは、ある発言ないし表現が成立するための「慣習」の有無である。特殊理論からみれば、ある発言が猥褻な発言として成立するためには、猥褻の「慣習」(全身の次元を含む社会慣習) が前提されなければならない (Austin 14-15)。⁷ しか

⁷ 「慣習」はオースティンの発話行為論の鍵概念の1つであり、彼のいう慣習には、ことばの次元

し猥褻語が使用された「詩」の前提には、かかる猥褻の「慣習」が存在せず、詩の「慣習」、いわば詩の文法が存在するというのが本稿の見立てである。

4-1. 検察による「猥褻の条件」

検察は、“... I say your Honor might, in reading some of the cases, might have a feeling that these words in there are lewd...”と主張し (Ehrlich 18), 検察側の証人は以下のように述べる。

I think it has no literary merit. . . . I think you cannot separate literary style and literary content. . . . To have literary style you must have form, diction, fluidity, clarity. Now, I am speaking only of style, and in content, every great piece of literature, anything that can really be classified as literature is of some moral greatness, and I think this fails to [sic] the nth degree. (Ehrlich 93-94)

以上のように、検察は詩における個々のことば (words) に注目するとともに、文学と分類されうるものは幾らかの道徳的偉大さを有しているという慣習にあてはまらないがゆえに『吠える その他の詩』は猥褻文書であると主張する。

4-2. 被告人 (弁護側) による「猥褻ではない条件」

(J. W. Ehrlich, a lawyer for the defendant) . . . I presume that I could take the classic, “Leaves of Grass,” and by cutting it to pieces find a word here or there or an idea that some people may not like. But in “Leaves of Grass,” there is the intent of the poet to convey a certain idea, not lewd and lascivious or licentious or common, but a story, laying out a certain format concerning life itself. . . . We delete words when we believe people are offended and not because of the words per se. (Ehrlich 7-9)

の慣習と、全身の次元の慣習があり、後者は、例えば船の推進式で、船首に瓶を叩きつけながら、「私はこの船を『クイーン・エリザベス号』と命名する」との発言における、話し手の振る舞いや身体的位置あるいは服装等も含むものであり、ことば (当該発言) 以外の要素である全身で繰り返される行為である。注意されるべきは、かかる全身の次元の慣習は、船の推進式といった儀式的の強い発話行為に限ったことではないということである。なおオースティン理論に全身の次元の慣習が含まれていることを明らかにした論文としては、本多康作「差別発言の潜在力」を参照されたい。

(Mark Schorer, a witness for the defense) Sir, you can't translate poetry into prose; that's why it is poetry. . . . That's a figurative statement of "angelheaded" —I would say characters of some kind of celestial beauty like an angel; "hipsters" is part of the vernacular today. I'm not sure I can translate it into any literal way, though. . . . You don't understand the individual words taken out of their context. . . . Poetry is a heightened form of language through the use of figurative language and rhythm, sometimes rhyme. (Ehrlich 30-31)

以上のように、弁護側は、詩に用いられた（通常猥褻語であると考えられる）ことばを、語彙単位で捉えず、詩全体として認識していることが分かる。さらに言えば、詩の文脈と、散文のそれとは異なると認識していることも分かる。次に述べる裁判所による判断も同様である。

4-3. 裁判所による「文学として認めた条件」

裁判所は、". . . Is the vehicle or book as a whole obscene?" と述べ (Ehrlich 41-42), "If the material is objectionable only because of coarse and vulgar language which is not erotic or aphrodisiac in character it is not obscene" との基準を示した (Ehrlich 126)。

以上のように、語彙 (words) を単位とするのではなく、詩全体に着目すべきだといった意味合いで、裁判官の判断は弁護人と同様なものである。

4-4. 詩のことばの特徴：オースティン・蓮沼フレーム

オースティンは言語現象に考察を加える際、「通常の状態」と「特別な状況」を区別したうえで、彼の目下の仕事を前者における言語現象であると見定め、特殊理論や一般理論の議論を展開したのであった。但しオースティンは「特別な状況」についても少しだけはあるが言及し、ダンの詩の一節を引用し、そこでは「指示に関する通常の状態が一時的に停止され」と指摘していたのである。この指摘から本稿は上述したように、詩のことばの特徴を、「通常の状態」における、「いみ (sense)」と「指示対象 (reference)」に関する「ことばの慣習」が解除されうる点に求め、オースティンが詩を「特別な状況」に含めていたことの情報も判明したのであった。

こう理解してみれば、発言の理論たる「特殊理論」には、「通常の状態」を前提とした事実確認的発言と行為遂行的発言の他に、「特別な状況」を前提とした第3の種類の発言もあるのではないかと推測しうるだろう。蓮沼啓介はそれを作

品発表的発言 (presentive utterances) と呼び、詩のこぼを特に自由奔放的発言 (imaginative utterances) と呼ぶことを提案している。⁸ 自由奔放的発言とは、「通常状況」で話される日常語が持つ、「いみ」と「指示対象」の制約ないし慣習が解除され、通常相貌が一変した (sea-change)、「特別な状況」で用いられる言語現象であり、これこそまさに、詩のこぼの特徴とし理解されるべきものである。詩人とは、かかる制約や慣習から適切に抜け出すことができる人なのである。蓮沼によれば、特殊理論の観点からみた、詩のこぼの特徴は、①「いみ」にたいする自由度、②「指示対象」を選び直す自由度、③発言の「真剣さ」の自由度、④記号表現 (word の組み合わせ) の自由度にある。

ギンズバーグの『吠える その他の詩』で用いられている、“angelheaded hipsters” というこぼは (9)、実際に上記の特徴をよく満たしている。即ち、「通常は」(当時のストリートでは) 野蛮でアウトサイダーといった「いみ (sense)」をもつ “hipsters” というこぼに “angelheaded” というこぼを付加することにより (④の要素)、聖なるものという「いみ」にそれを転換させ (①の要素)、かつそのこぼが「指し示す対象 (reference)」として、当時一般的には「狂気」と映っていたキャサディーやソロモンを設定することにより (②の要素)、“the secret hero of these poems” として彼らを詩の中心に据えてみせたのである。またこうしたギンズバーグの「真剣さ」に関して言えば、その「こぼ」のみに着目し、かつその「こぼ」を「通常状況」における慣習を前提に理解しようとすれば、彼の「真剣さ」は不明瞭となり (③の要素)、ますますその「意味 (meaning)」は理解されない。

こうしてみれば、検察／被告人／裁判所の主張は、次のように図式化しうる。検察が、卑猥な「こぼ (words)」の次元のみに着目したのに対し、他方、弁護士と裁判所は、そのこぼが置かれた作品全体 (詩集) に着目し、さらに弁護士は、詩の文脈は散文のそれとも異なるとさえ述べていた。即ち、「こぼ」にのみ着目することで検察はギンズバーグの詩集を有罪と判断し、他方、「こぼ」が置かれた作品全体に着目することで裁判所は (弁護士も) それを無罪と判断したのである。こうした「こぼ」への着目の仕方の違いが、その詩集の違法性を分けたのである。

⁸ 本研究 (研究課題／領域番号 19K01272) の「研究協力者」である蓮沼啓介によれば、「作品発表的発言 (Presentive Utterances)」は更に、次の3つに分類しうる。独り言の延長としての小説の文章である「作品創造的発言」、舞台の上での俳優の発言である「異界再現的発言」、そして詩歌のこぼである「自由奔放的発言」である (J. L. オースティン『言語と行為』第一講義 注釈 p. 353)。また「相貌の変化 (sea-change)」等に関しては、蓮沼「署名・出来事・Situation」pp. 62-67. を参照されたい。

検察は、「ことば」即ち語彙 (words) の次元にのみ着目し、その「ことば」を「詩集」から取り出し、その「ことば」の「意味 (meaning)」を「通常の状態」における慣習の中で理解しようとした。「通常の状態」では、その「ことば」の「意味」は「卑猥な」ものとなる。他方、裁判所は (弁護側も)、その「ことば」が置かれた作品全体、あるいは「詩集」や「詩の文脈」において、即ち「特別な状況」において、その「ことば」の「意味」を理解し、そのことばの「いみ (sense)」や「指示対象」の慣習が解除された「通常の意味」とは異なる、「新たな意味」を有することばとしてそれを理解しようとしたのである。「特別な状況」では、その「ことば」の意味は「卑猥な」ものとはならない。

結

以上のように、詩人は、ことばの「意味 (meaning)」, 即ちことばの「いみ (sense)」と「指示対象 (reference)」の慣習を自由に解除することができ、猥褻語が「通常の状態」において使用される慣習を消失させることができるのである。この慣習の解除が、例えばオースティンの言う「指示に関する通常の状態が一時的に停止された」状態であり、詩人は、通常のことばに関する慣習から解放され、新しいことばの用法を提示しているとも言える。イーグルトンの言う「異化」作用、即ち「言語の規範から逸脱することによって、ふだんは使い古され、「自動化」されてしまっている談話を「異化」する」とは、振り返ってみれば、まさに、「いみ」と「指示対象」の慣習を解除することと言えるだろう。

こうして、記号表現の新しさ、「いみ」と「指示対象」の新しさを詩人は追加する。ギンズバーグは『吠える その他の詩』において、例えば当時、通常は「猥褻語」であったことばに、指示対象として入っていなかった新しいものを追加することにより、猥褻語が前提とする猥褻の慣習を解除することにより、猥褻語の猥褻性ではなく異様さを提示し、文学性を持たせることに成功しているのである。こうしてみれば、詩人は「意味 (meaning)」の世界の開拓者であり、「意味」の世界を広げているのである。別言すれば、新世界を創造する「力 (force)」を持っていると言えよう。残された問題は、本稿が提示した特殊理論の観点から特徴づけた詩のことばを、一般理論の観点からも特徴づけることである。それは「発話行為の構造」から詩を分析することを意味する。そしてそれは、通常発話行為とは異なった特殊な類型の発話行為、例えば「詩的行為 (poetic-act)」と呼ぶような発話行為なのかもしれず、その構造の解明を次の課題としたい。

本稿は、2021年6月5日(土)に慶応義塾大学にてオンラインで開催された第55回アメリカ学会年次大会における口頭発表「詩と猥褻表現—J.L. オースティンの観点からみた『吠える』裁判(1957)における言語の猥褻性—」を加筆・修正したものである。また、JSPS 科研費「差別発言の発話行為論的分析—ソーシャルメディア, 差別感情, 判例—」(研究課題/領域番号19K01272)による研究成果である。引用文の下線強調は筆者による。

Works Cited

- Altieri, Charles. "The Poem as Act," *Iowa Review*, vol. 6, 1975, pp. 103-24.
- Austin, J. L. *How to Do Things with Words*. Harvard UP, 1962.
- Eagleton, Terry. *The Event of Literature*. Yale UP, 2012.
- . *How to Read a Poem*. Blackwell Publishing, 2007.
- . *Literary Theory*. Anniversary ed., Blackwell Publishing, 2008.
- Ehrlich, J. W. *HOWL of the Censor: The Four Letter Word on Trial Containing the Poem of Controversy HOWL by Allen Ginsberg*, Nourse Publishing, 1961.
- Ginsberg, Allen. *Howl and Other Poems*. City Lights Books, 2000.
- Mailer, Norman. "Hipsters." *Advertisements for Myself*. Cambridge: Harvard UP, 1992, pp. 331-87.
- Miller, J. Hillis. *Speech Acts in Literature*. Stanford UP, 2001.
- Morgan, Bill, ed. *Howl on Trial: The Battle for Free Expression*. City Lights, 2006.
- Ohmann, Richard. "Speech Acts and the Definition of Literature," *Philosophy and Rhetoric*, vol. 4, 1970, pp. 1-19.
- Petrey, Sandy. *Speech Acts and Literary Theory*. Routledge, 1990.
- Pratt, Mary Louise. *Toward a Speech Act Theory of Literary Discourse*. Indiana UP, 1977.
- Roth v. United States*. JUSTIA US Supreme Court. 354 U.S. 476, 1957. <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/354/476/>. Accessed 20 March 2020.
- 飯田隆. 「IX 日常言語の哲学」『哲学の歴史 第11巻 論理・数学・言語【20世紀Ⅱ】』飯田隆 編, 中央公論新社, 2007. pp. 566-606.
- イーグルトン, テリー. 『詩をどう読むか』川本皓嗣 訳, 岩波書店, 2011.
- . 『文学という出来事』大橋洋一 訳, 平凡社, 2018.
- . 『文学とは何か—現代批評理論への招待』上・下巻, 大橋洋一 訳, 岩波書店, 2014.

- オースティン, J. L. 『言語と行為—いかにして言葉でものごとを行なうか—』 飯野勝己 訳, 講談社, 2019.
- ギンズバーグ, アレン. 『吠える その他の詩』 柴田元幸 訳, スイッチ・パブリッシング, 2020.
- 谷岡知美. 『アレン・ギンズバーグ—カウンターカルチャーのビート詩人』 英宝社, 2011.
- 蓮沼啓介. 「署名・出来事・Situation—ジャック・デリダの J. L. オースティン批判の批判」『神戸法学雑誌』 71 卷 1 号, 2021, pp. 45-83.
- . 「J. L. オースティン『言語と行為』第一講 注釈」『神戸法学雑誌』 71 卷 2 号, 2021, pp. 301-63.
- 本多康作. 「差別発言の潜在力—発話行為に伴う力 (forces) とは何か」『法哲学年報 2021』, 2022, pp. 187-201.
- メイラー, ノーマン. 「ヒップスター」『ぼく自身のための広告 ノーマン・メイラー全集 5』 山西英一 訳, 新潮社, 1969.

Poetry and Speech-act Theory: Obscenity in the Trial on *Howl* in 1957

Tomomi Tanioka and Kohsaku Honda

This paper examines the boundary between obscenity and literariness in words used within poetry, from the viewpoint of speech-act theory by J. L. Austin, focusing on the trial on Allen Ginsberg's *Howl and Other Poems* in 1957. Several critics, such as Richard Ohmann, Charles Altieri, and Terry Eagleton, discuss the importance of speech-act theory in literature. Reconsidering these analyses, the authors of this paper try to add the new idea to the relationship between speech-act theory and words used in poetry. Then we argue the difference between obscene literature and poems using obscene words, and finally clarify the characteristics of words used in poetry.

Ginsberg's *Howl and Other Poems* contains ordinary language, vulgar words, sexual descriptions, and four-letter words, of which few poets tried to use in their works at that time. The owner and clerk of City Lights Book Store were indicted for obscenity charge in the state court in California in 1957 since they sold this book. In this trial, there were two points at issue: "The first one being that the book is to be construed as a whole... Number two, whether or not the use of certain words which may in their separate context be considered vulgar or coarse or filthy or disgusting... whether they, together with passages that may encompass them ... are just put in there for no purpose at all except to excite erotic or lustful desires"(Ehrlich 37). The judgment document concludes "the defendant is found not guilty" (Ehrlich 127).

What did the prosecution and the attorney argue in the trial? In order to make the conditions for obscenity on *Howl and Other Poems* clear, we return Austin's *How to Do Things with Words* and pick up some key concepts for words used in poetry, such as "ordinary / special circumstances"(22), "the normal conditions of reference may be suspended"(104), and "meaning, sense, reference"(157) in his commentary referring to poetry. By using Austin's analytical frame, especially in his "special theory"(148), we can see how the obscene words lose their obscenity in poetry, and grasp some of characteristics of words used instead, and finally, are found not obscene but having literariness such as in *Howl and Other Poems*.

Hiroshima Institute of Technology